

## さが環境コラボ 会則

### (名称)

第1条 この会は、「さが環境コラボ」と称する。

### (目的)

第2条 この会は、トンボが大空を自由に飛び交うようなまちを創り、子どもたちに引き継ぐため、佐賀市内で環境保全活動を実践している個人、事業所、団体及び市が互いに連携し、協働して活動する場を創出することを目的とする。

### (活動内容)

第3条 前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 協働してイベント等を実施し、山から海まで活動の輪を広げる。
- (2) 情報交換などの交流を通し、各々の活動の充実を図る。
- (3) 市の環境施策（佐賀市地球温暖化対策地域推進計画に掲げる各対策を含む。）に対し協力・支援する。

### (会員)

第4条 会員は、佐賀市内で環境保全活動に取り組み、この会の目的に賛同する個人、法人及び団体とする。

2 会員の登録方法等については、別途定める。

### (会議の開催)

第5条 会議は、交流会、実行委員会とし、交流会は毎年1回、実行委員会は必要に応じて開催する。

### (実行委員会)

第6条 この会に実行委員会を設ける。

- 2 実行委員会の委員は会員の中から選出する。
- 3 実行委員会の委員の人数は、10人以内とする。
- 4 実行委員会の委員の任期は、2年とし、再任はこれを妨げない。
- 5 実行委員会は、この会の運営に関する事項を決定する。

### (役員)

第7条 この会に次の役員をおく。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名

(役員を選出)

第8条 代表、副代表は、実行委員会の委員の中から互選により決定する。

(役員職務)

第9条 代表は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代理する。

(会費)

第10条 会費は徴収しない。

(事務局)

第11条 この会の事務局は、佐賀市が指定した団体が担当する。

(事務局の業務)

第12条

1 この会の事務局は、次に掲げる事項を処理する。

(1) 会員間の連絡調整

(2) メーリングリスト、ホームページの管理

(3) 交流会、実行委員会の開催

(4) イベントの企画・実施に関すること

2 その他、事務局の業務に関して必要な事項は、実行委員会で定める。

(雑則)

第13条 この会則に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、実行委員会で定める。

附 則

この会則は、平成23年8月1日から施行する。

改正履歴

平成30年4月23日一部改正